

水素供給設備整備事業費補助金

(燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業)

交付規程

平成25年5月

一般社団法人 次世代自動車振興センター

水素供給設備整備事業費補助金
(燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業) 交付規程

(通則)

第1条 水素供給設備整備事業費補助金(燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業)(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)、水素供給設備整備事業費補助金交付要綱(平成25年5月15日付け20130426財資第1号。以下「交付要綱」という。)、及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、経済産業大臣が定めた交付要綱第2条の規定に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」という。)が行う水素供給設備の設置に要する経費の一部を助成する事業(以下「補助事業」という)の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 「補助事業の完了」とは、設置工事・代金支払いの両方を終えた時点をいう。
- 2 「燃料電池自動車」とは、燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いる自動車登録番号標または車両番号標の交付を受けた自動車、又は特別区・市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けている小型特殊自動車、原動機付自転車をいう。
- 3 「水素供給設備」とは、燃料電池自動車等に燃料として水素を供給する設備をいう。定置式、移動式を含む。

(補助事業の要件)

第4条 センターは以下の実施に要する要件及び経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

- (1) 燃料電池自動車等に燃料として水素を供給するために必要な設備であること。
- (2) 新設のほか、国等の補助、助成、委託等を受け実施した事業で使用し、かつ当該事業が終了した設備を導入する場合、および当該設備を転用し、増設・改造する場合にも適用する。
- (3) 原則、設備は商用を目的とするものであること。

(交付の対象者、補助対象経費及び補助率、補助金の交付額)

第5条 センターは、民間団体等(地方公共団体、その他の法人(独立行政法人を除く。))、個人事業者および個人が水素供給設備の設置に要する経費のうち、補助金の交付の対象としてセンターが認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

- 2 前項に定める補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。
- 3 第1項に定める補助金の交付上限額は、別表2のとおりとする。

(補助事業者の募集及び申請方法)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別にセンターが指定する日までに、補助金交付申請書(様式第1)をセンターに提出しなければならない。

- 2 申請は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。
 - (1) 申請は、1設備毎に行われていること。
 - (2) 別表3に定める書類が添付されていること
 - (3) 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請をすること。ただし、以下に掲げる申請者にあつては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。
 - (イ) 消費税法における納税義務者とならない申請者
 - (ロ) 免税事業者である申請者
 - (ハ) 簡易課税事業者である申請者
 - (ニ) 国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、消費税法別表第3に掲げる法人の申請者
 - (ホ) 国又は地方公共団体の一般会計である申請者
 - (ヘ) 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する申請者
- (4) 国の他の補助金と重複して申請していないこと
- (5) 補助対象経費に自社製品の調達または関係会社からの調達分(工事などを含む。)がある場合、利益などを排除して交付申請をすること。ただし、一般の競争の結果最低価格であった場合、申請時において利益などの金額が明らか

かでないもの、についてはこの限りではない。

(6) 補助対象経費の支払いが手形によるものではないこと

(交付の決定と通知)

第7条 センターは、第6条第1項の補助金交付申請書を受け付けたときは、当該申請書類に基づきその内容を審査する。

- 2 センターは、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に交付決定通知書(様式第2)を送付するものとする。この場合において、センターは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき必要な条件を付することができるものとする。
- 3 センターは、補助金の交付が適当でないとき、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条第2項の規定による交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請の取下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、交付申請取下げ届出書(様式第3)をセンターに提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ計画変更等承認申請書(様式第4)をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の全部または一部を他に継承しようとするとき。
- (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 センターは、前項に基づく計画変更等承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、計画変更等承認結果通知書(様式第5)を申請者に送付するものとする。
- 3 センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができるものとする。

(契約等)

第10条 申請者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般競争または指名競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争または指名競争に付すことが困難または不相当である場合は、随意契約によることができる。

(債権譲渡の禁止)

- 第11条 申請者は、第7条第2項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をセンターの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 センターが第15条第1項の規定に基づく確定を行った後、申請者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、申請者がセンターに対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、センターは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、申請者から債権を譲り受けた者がセンターに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
- (1) センターは、申請者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) センターは、申請者による債権譲渡後も、申請者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら申請者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて申請者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、センターが行う弁済の効力は、センターが支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(遅延等の報告)

- 第12条 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了することができない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、事故報告書（様式第6）をセンターに提出し、その指示に従わなければならない。

(実施状況報告)

- 第13条 申請者は、センターが特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の実施状況について、指示する期日までに実施状況報告書（様式第

7) をセンターに提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 申請者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属するセンターの会計年度の2月28日のいずれか早い日までに、次の手続きにより補助事業の実績報告を行う。ただし第12条の場合を除く。

2 申請者は、実績報告書(様式第8)を以下の書類を添付してセンターに提出しなければならない。

- (1) 設備設置工事代金支払証憑の写し。
- (2) 請求書の写し。(内訳明細のあるもの)
- (3) 高圧ガス保安法に基づく製造施設等完成検査証の写し等当該設備の完成を証明する書類の写し。
- (4) 取得財産等管理台帳・取得財産等明細表の写し。
- (5) その他センターが定めるもの。

3 報告は、センターに送付、または持参することにより行い、送付の場合は消印日を受付日とし、持参の場合は持参日を受付日とする。

4 申請者は、補助事業がセンターの会計年度内に終了しなかったときは、翌会計年度の4月10日までに年度末実績報告書(様式第9)をセンターに提出しなければならない。

5 第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめセンターの承認を受けなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 センターは、前条第1項の実績報告を受理し、当該報告に係わる書類の審査及び現地調査等により、その報告に係る補助事業の内容が、補助金の交付の決定内容(第6条第2項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、速やかに申請者に対して額の確定通知書(様式第10)により通知するものとする。

2 前項の補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、第7条第2項の交付決定通知における補助金の交付上限額(変更された場合は、変更された額とする。)とのいずれか低い額とする。

(補助金の支払)

第16条 センターは、第15条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

- 2 センターは、前項の規程により申請者へ補助金の支払いをする時は、申請者の提出した実績報告書に記載された補助金の支払い先に補助金を振り込むものとする。

(交付決定の取消し等)

第17条 センターは、第9条第1項第3号の規定による申請があった場合及び次の各号に該当すると認められる場合には、第7条第2項の規定による補助金交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

- (1) 申請者が法令、要綱、本交付規程に基づくセンターの処分又は指示に違反した場合
- (2) 申請者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 申請者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 前項の規程は、第15条第1項に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。

- 3 センターは、第1項に基づく取消しをしたときには、交付決定取消通知書(様式第11)により、速やかに申請者に通知するものとする。

- 4 センターは、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して返還命令書(様式第12)により当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 5 センターは、前項の返還を請求するときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該申請者から徴収するものとする。

- 6 第2項に基づく補助金の返還については、当該請求のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、補助事業者は、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

(取得財産の管理等)

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式第13）を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式第13）を第14条第2項に定める実績報告書に添付して提出するものとする。

（財産の処分の制限）

第19条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 補助金の交付を受けた者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間内において、処分を制限された取得財産等を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第14）をセンターに提出し、財産処分承認結果通知書（様式第15）により承認を受けなければならない。
- 3 センターは、補助金の交付を受けた者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができるものとする。
- 4 前項の納付については、第17条第6項の規定を準用する。
- 5 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより補助金の交付を受けた者が得た収入については、第3項の規定は適用しない。

（補助事業の経理等）

第20条 補助金の交付を受けた者は、補助金の経理について、補助金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿等によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を取得財産の処分制限が終了した日の属する会計年度末、または補助事業の廃止の承認があった場合にはその日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

（センターによる調査）

- 第21条 センターは、補助金等に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、申請者等に対して調査等を行うことができる。
- 2 申請者等は、センターが必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。
- 3 第1項に規定する調査等は第16条に定める補助金の支払いの終了後であってもこれを適用できるものとする。

(センターによるデータ等の提供要請)

第22条 センターは国の施策に基づき水素供給設備の普及促進を図るため、必要な範囲において申請者及び補助金の交付を受けた者等に対して水素供給設備等の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

- 2 申請者及び補助金の交付を受けた者等は、センターが必要な範囲内においてデータ等の提供を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(個人情報保護)

第23条 センター及びその職員は、本事業を通じ申請者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

- 2 センター及びその職員は、本事業の実施にあたって第6条第1項の申請に関する一切の秘密情報を、当該情報の提供者から了解を得ることなく、国以外の第三者に漏洩し又は交付要綱第2条に規定する交付の目的以外の目的に利用してはならない。

(雑則)

第24条 この交付規程に定めるもののほか、この交付規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この交付規程は、平成25年5月15日から施行する。

〔別表 1〕

水素供給設備の補助対象経費	補助率
<p>1. 設備機器費（水素供給設備一式） 補助事業の実施に必要な設備に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 受電設備 (2) 原料ガス配管 (3) 水素製造装置 (4) 水素ガスサクシオンタンク、液化水素貯槽、気化器 (5) 水素輸送用設備・接続装置 (6) 圧縮機 (7) 蓄圧器 (8) ディスペンサー (9) プレクーラー (10) 冷却水装置 (11) 計装空気設備・窒素設備 (12) サクシオンスナッバー (13) 散水設備・貯水槽 (14) 制御装置・監視装置・検知警報設備 (15) その他（その他水素ガスを燃料として当該自動車に供給するために必要な設備） <p>2. 設計費 補助事業の実施に必要な設計に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 設計費（土質調査・測量を含む） (2) 官公庁申請費 <p>3. 設備工事費 補助事業の実施に必要な工事に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 基礎工事費 (2) 現地配管工事費 (3) 据付工事費 (4) 試運転調整費 (5) 舗装工事費 (6) 排水設備工事費 (7) 照明設備工事費 	<p>1 / 2</p>

<p>(8) 電気工事費</p> <p>4. 工事負担金</p> <p>補助事業の実施に必要な工事負担に要する経費</p> <p>(1) 本支管工事負担金 敷地外における中圧ガス本支管工事に関する工事負担金(申請者がガス事業者の場合は対象外)</p> <p>(2) 給水配管・排水配管工事負担金</p> <p>5. 経費・管理費</p> <p>補助事業の実施に必要な仮設・現場・管理に要する経費</p> <p>(1) 共通仮設費</p> <p>(2) 現場管理費</p> <p>(3) 一般管理費</p> <p>(4) 諸経費</p>	
---	--

※補助対象経費に消費税等は含まれない。

〔別表 2〕 補助金の交付上限額について

補助金の交付上限額は、補助対象経費の2分の1と水素供給設備の水素供給能力に応じた補助上限額を比べて低い金額とする。

補助上限額表

水素供給設備の規模	水素供給能力 (Nm ³ /h)	供給方式	補助上限額 (百万円)
中規模	300 以上	オンサイト方式	250
		オフサイト方式	190
小規模	100 以上 300 未満	オンサイト方式	160
		オフサイト方式	130

オンサイト方式 : 水素製造装置を敷地内に有する
オフサイト方式 : 水素製造装置を敷地内に有さない (移動式含む)
水素供給能力 : 燃料電池自動車等への平均的な水素充填能力

〔別表 3〕申請に必要な添付書類は次のとおりとする。

(1) 申請者が法人（地方公共団体が出資する法人を含む）の場合（連名を含む）

- ① 登記簿謄本、現在事項（又は履歴事項）全部証明書（発行から3ヵ月以内のもの、写し）ただし地方公共団体の場合は不要。
- ② その他センターが定めるもの

(2) 申請者が地方公共団体、個人事業者および個人の場合（連名を含む）

- ① 直近の確定申告書Bまたは開設証明の写し（個人事業者の場合）
- ② その他センターが定めるもの

(様式第1)

水素供給設備整備事業費補助金

交付申請書

平成 年 月 日

一般社団法人 次世代自動車振興センター

代表理事 殿 申請者

住 所 〒
氏名又は名称
及び代表者名 登録印

水素供給設備整備事業費補助金 交付規程第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

申 請 内 容			
設 置 場 所	名 称		
	住 所		
補 助 対 象 設 備 概 要	新設	増設	改造
	供給圧力/供給方式	MPa	オンサイト/オフサイト
	水素供給能力	300Nm ³ /h以上	100Nm ³ /h以上
補 助 対 象 経 費	円		
補 助 金 申 請 額	円		
この設備に対して受ける本補助金以外の補助金の有無	有 無	「有」を選択した場合その名称	
当 該 施 設 等 の 総 敷 地 面 積	m ² (うち当該設備に係る使用面積		m ²)
本補助事業に係る取引先との利益排除の対象となる関係の有無			有 無



情報欄		担当者	
着 工 予 定 月	年 月	氏 名	
完 了 予 定 月	年 月	支 店 等 名	
実 績 報 告 書 提 出 予 定 月	年 月	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
		メー ル ア ド レ ス	
		住 所 〒	

申請者への連絡事項・センター使用欄	受付印欄	受領印欄

(注) 交付規程第6条2項2号に定める書類を添付すること。

(様式1付表)

水素供給設備整備事業費補助金 補助対象設備明細書

		内 訳(例)	金額(概算)	消費税	計
機 器 費	1	受電設備			
	2	原料ガス配管			
	3	水素製造装置			
	4	水素ガスボンタンク・液化水素貯槽・気化器			
	5	水素燃料輸送用設備・接続装置			
	6	圧縮機			
	7	蓄圧器			
	8	ディスペンサー			
	9	プレクーラー			
	10	冷却水装置			
	11	計装空気設備・窒素設備			
	12	サクシヨンスナッパ			
	13	散水設備・貯水槽			
	14	制御装置・監視装置・検知警報設備			
	15	その他設備			
		機器費小計			
設 置 工 事 費 等	16	設計費			
	17	官公庁申請費			
	18	基礎工事費			
	19	現地配管工事費			
	20	据付工事費			
	21	試運転調整費			
	22	舗装工事費			
	23	排水設備工事費			
	24	照明設備工事費			
	25	電気工事費			
	26	本支管工事負担金			
	27	給水・排水配管工事負担金			
	28	共通仮設費			
	29	現場管理費			
	30	一般管理費			
	31	諸経費			
		設置工事費等小計			
		合計(概算)			

(様式第2)

水素供給設備整備事業費補助金

交付決定通知書

平成 年 月 日

申請者 住所〒
名称
(代表者)

殿

一般社団法人 次世代自動車振興センター
代表理事 登録印

平成 年 月 日付けで交付申請のあった補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、水素供給設備整備事業費補助金 交付規程第7条第2項の規定に基づき、通知します。

記

補助金交付決定番号	— 第 号
導入・設置事業所の名称 及び所在地	
補助金交付上限額	
特記事項	

(注) 補助金交付上限額は、申請書に基づく審査による補助金交付限度額です。実際に支払う補助金額は、実績報告書に基づき確定します。

(様式第4)

水素供給設備整備事業費補助金

計画変更等承認申請書

平成 年 月 日

一般社団法人 次世代自動車振興センター
代表理事 殿

(申請者)

補助金交付決定番号	—	—	第	号
住所〒				
氏名又は名称				
及び代表者名				登録印

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定のあった標記補助事業を下記のとおり変更したいので、水素供給設備整備事業費補助金 交付規程第9条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 変更の内容

変更事項	変更前	変更後

2. 変更を必要とする理由

(注) 交付申請に添付した書類のうち変更のあるものは、変更後の書類を添付すること。

(様式第5)

水素供給設備整備事業費補助金

計画変更等承認結果通知書

平成 年 月 日

申請者 住所〒

名称

(代表者)

殿

一般社団法人 次世代自動車振興センター

代表理事

登録印

平成 年 月 日付けで申請のあった標記補助事業の計画変更については、審査の結果、下記のとおり承認することとしたので、水素供給設備整備事業費補助金 交付規程第9条第2項の規定に基づき、通知します。

記

補助金交付決定番号	— —第 号
-----------	--------

計画変更の内容		
変更事項	変更前	変更後
特記事項		

(様式第6)

水素供給設備整備事業費補助金

事故報告書

平成 年 月 日

一般社団法人 次世代自動車振興センター
代表理事 殿

(申請者)

補助金交付決定番号 ー ー第 号

住所〒

氏名又は名称

及び代表者名 登録印

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定のあった標記補助事業の状況について、水素供給設備整備事業費補助金 交付規程第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の進捗状況：

2. 原因及び内容：

3. 措置：

4. 内容に係る金額：

5. 補助事業の遂行及び完了予定年月日： 平成 年 月 日

(様式第7)

水素供給設備整備事業費補助金

実施状況報告書

平成 年 月 日

一般社団法人 次世代自動車振興センター
代表理事 殿

(申請者)

補助金交付決定番号 ー ー第 号

住所〒

氏名又は名称

及び代表者名 登録印

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定のあった標記補助事業の実施状況について、水素供給設備整備事業費補助金 交付規程第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況

2. 補助事業の収支状況

(様式第8)

水素供給設備整備事業費補助金

実績報告書

平成 年 月 日

一般社団法人 次世代自動車振興センター

代表理事 殿 (申請者)

補助金交付決定番号	—	—	第	号
住所	〒			
氏名又は名称				
及び代表者名	登録印			

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定のあった標記補助事業の実績について、水素供給設備整備事業費補助金 交付規程第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

報 告 内 容				
設 置 場 所	名 称			
	住 所			
補 助 対 象 設 備 概 要	新設	増設	改造	
	供給圧力/供給方式		MPa	オンサイト/オフサイト
	水素供給能力		300Nm ³ /h以上	100Nm ³ /h以上
補 助 対 象 経 費	円			
補 助 金 の 額	円			
	交付上限額： 円			
設 備 工 事 の 施 工 実 績	着 手 日	平成	年	月 日
	完 了 日	平成	年	月 日
この設備に対して受ける本補助金以外の補助金の有無	有 無	「有」を選択した場合その名称		
当該施設等の総敷地面積	m ² (うち当該設備に係る使用面積 m ²)			
本補助事業に係る取引先との利益排除の対象となる関係の有無				有 無
補 助 金 振 込 先	フリガナ			
	口座名義			
	金融機関名と店名	銀行 信金	銀行コード	支店 本店
	預金種目(○で囲む)	普通(総合)	当座	貯蓄 その他()
	口座番号	7桁で記入してください(右詰)		
センター使用欄		担 当 者		
		氏 名		
		支 店 等 名		
		電 話 番 号		
		F A X 番 号		
		メールアドレス		
		住 所 〒		



(注) 交付規程第14条2項に定める書類を添付すること。

(様式第9)

水素供給設備整備事業費補助金

年度末実績報告書

平成 年 月 日

一般社団法人 次世代自動車振興センター
代表理事 殿

(申請者)

補助金交付決定番号 ー ー第 号

住所〒

氏名又は名称

及び代表者名 登録印

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定のあった標記補助事業の年度末実績について、水素供給設備整備事業費補助金 交付規程第14条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の内容 [新設 増設 改造]

(ア) 補助事業の対象設備:

(イ) 設置事業所の名称:

(ウ) " 所在地:

2. 補助事業の実施状況 (設置費用)

計画額 円 (交付決定額 円)

既支払額 円

未支払額 円

3. 補助事業の完了予定年月日 平成 年 月 日

(様式第10)

水素供給設備整備事業費補助金

確定通知書

平成 年 月 日

申請者 住所〒

名称

(代表者)

殿

一般社団法人 次世代自動車振興センター

代表理事

登録印

下記補助金の交付について、水素供給設備整備事業費補助金 交付規程第15条第1項の規定に基づき、通知します。

記

補助金交付決定番号	— — 第 号
導入・設置事業所の名称 及び所在地	
補助金の確定額	円
特記事項	

(様式第11)

水素供給設備整備事業費補助金

交付決定取消通知書

平成 年 月 日

補助金交付決定番号 一 一第 号

申請者 住所〒

名称

(代表者)

殿

一般社団法人 次世代自動車振興センター
代表理事 登録印

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定のあった標記補助事業について、下記の理由により当該補助金交付決定通知を取消しましたので、水素供給設備整備事業費補助金 交付規程第17条第3項の規定に基づき、通知します。

記

1. 取消理由

2. 取消金額

(様式第12)

水素供給設備整備事業費補助金

返還命令書

平成 年 月 日

補助金交付決定番号 ー ー第 号

申請者 住所〒

名称

(代表者)

殿

一般社団法人 次世代自動車振興センター

代表理事

登録印

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定のあった標記補助事業の補助金について、水素供給設備整備事業費補助金 交付規程第17条第4項の規定に基づき、下記により返還を命令します。

記

返還すべき補助金の額	円 (I.+II.)
I. 支払済補助金の額	円
II. 加算金の額	円
III. 返還期限	
IV. 返還命令の理由	
V. 振込先	口座名義： 金融機関名： 店名： 預金種目： 口座番号：

(様式第 1 3)

取得財産等管理台帳・取得財産等明細表 (平成 年度)

区分 財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得年月日	耐用 年数 (年)	保管場所	補助金額 (円)	備考
合計									

(注)

1. 対象となる取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が交付規程に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 補助金額は、「円」の単位で記入すること。

(様式第14)

水素供給設備整備事業費補助金

財産処分承認申請書

平成 年 月 日

一般社団法人 次世代自動車振興センター
代表理事 殿

(申請者)

補助金交付決定番号	—	—	第	号
住所〒				
氏名又は名称				
及び代表者名				登録印

上記の補助金交付決定番号をもって補助金の額の確定通知を受けた標記補助事業に関する財産処分について、水素供給設備整備事業費補助金 交付規程第19条第2項の規定に基づき、下記のとおり承認申請します。

記

1. 処分しようとする財産		
財産の名称	規格	数量
2. 処分の方法 (注1)		
3. 処分の理由		
4. 処分の条件		

(注1) 売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載すること。自己使用の場合は用途を記載すること。

(様式第15)

水素供給設備整備事業費補助金

財産処分承認結果通知書

平成 年 月 日

補助金交付決定番号 ー ー第 号

申請者 住所〒

名称

(代表者)

殿

一般社団法人 次世代自動車振興センター
代表理事 登録印

平成 年 月 日付けで申請のあった財産処分承認申請については、水素供給設備整備事業費補助金 交付規程第19条第2項の規定に基づき承認し、通知します。

記

補助金交付決定番号	ー ー第 号
財産の名称	
規格	
数量	
処分の方法	
処分に際しての条件	